

【保証意思宣明書の作成上の注意事項】

(共通事項)

- 1 この保証意思宣明書は、保証意思宣明公正証書の作成手続を円滑に運ぶため、また、公正証書の記載内容の正確性を担保するために、保証人に予定されている方に公証役場に事前に提出していただくものです。

公証人は、予定された金銭消費貸借契約や保証契約の内容がどのようなものであるかが分からないので、記載内容については、主債務者や債権者から説明を受けて正確に記載してください。記載内容と予定された契約とに食い違いがあった場合、再度、保証意思宣明公正証書を作成するために公証役場に来ていただく必要が生じます。

複数の金銭消費貸借契約とこれに対応する複数の保証契約が予定されている場合は、それぞれの契約ごとに宣明書を作成してください。

調印を予定した金銭消費貸借契約書等(宣明書2項の主債務の内容についての裏付資料)及び主債務者からの情報提供の資料を、宣明書とともに提出してください。

- 2 「0 保証予定者について」

「保証予定者の職業」は、自営業・会社員・公務員等の概括的表現で結構です。

「提示する本人確認資料」は、写真付きの公的証明書(運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)、又は印鑑証明書(3か月以内発行のもの)＋実印でお願いします。

- 3 「1 当事者について」

資料に基づき正確に記載してください。金銭消費貸借契約の記載と異なると、後に支障が生じます。

なお、ワード版を用いて作成する場合は、不要な項目は削除してください。

- 4 特殊な契約類型(金銭消費貸借契約自体が特殊である場合、保証契約が特殊である場合、既に実行された融資について相続があったり、貸付条件の変更があった場合)については、予定された契約書のドラフト等を用意して、公証役場にご相談ください。

(「主債務の内容について」 **保証意思宣明書①(特定債務保証用)**)

- 5 「(1)発生原因である契約の種別」は、通常は金銭消費貸借契約と考えられます。

特殊の事例の場合は、ご相談ください。

- 6 「(2)貸金等の元本」は、原則として確定金額で記載してください。宣明書作成時点で貸金元本の金額が確定していない場合は、「〇〇万円以内」という表記でも可能

です。ただし、保証意思宣明公正証書記載の元本の上限額と実際の貸付額に齟齬があるときは、その程度により、保証意思確認の点で問題が生じるので、できるだけ避けてください。

7 「(3)利息の定め」は、変動金利の約定の場合は、契約書に記載があるとおりに記載してください。

8 「(4)違約金の定め」は、違約金の名称に限らず、「手数料」等の名称を用いていても、違約金の実質を有するものは記載をしてください。

(根保証について **保証意思宣明書②(根保証用)** 及び**保証意思宣明書⑤(求償債務保証用C 乙根保証)**)

9 「(1)主債務の範囲」は、既に債権者と主債務者の契約が締結されている場合は、その約定書(契約書)の作成日付を記載してください。これから締結を予定している契約については、日付は記入しないでください(予定した契約日が変更になった場合、公正証書の作り直しが必要になります。)

10 「(3)元本確定期日の定め」がない場合は、「なし」と明示してください。

定めがない場合は、民法の規定により、保証契約締結の日から3年を経過する日が元本確定期日となります。

(求償債務保証について)

11 **保証意思宣明書③(求償債務保証用A 甲特定債務保証、乙特定債務保証)**

「求償債権」とは、貸金契約等の保証人が主債務者に代わって貸金債務を返済したときに、保証人が主債務者に対して返済した額の支払を求める権利です。主債務者の立場からは「求償債務」と呼びます。この求償債務を保証することが求償債務保証です。

保証意思宣明公正証書の作成を要する保証契約には、貸金契約の保証が特定の債務の保証で、求償債務の保証も特定の求償債務を保証するもの(求償債務保証A 甲特定債務保証、乙特定債務保証)、元の貸金の保証が根保証で、求償債務の保証が特定の求償債務を保証するもの(求償債務保証B 甲根保証、乙特定債務保証)、元の貸金の保証が特定の債務の保証又は根保証で、求償債務の保証が根保証であるもの(求償債務保証C 乙根保証)の3類型が考えられます。実務の大半はAの類型に当たりますが、不明な場合は公証役場にお尋ねください。

12 **保証意思宣明書④(求償債務保証用B 甲根保証、乙特定債務保証)**の「(1)主債務

の元本（求償元本）」の「貸主」には、具体的な氏名又は名称を必ず記載してください。また、債権者（求償債権者）が保証する際の極度額、元本確定期日の定めを記載してください。なお、保証人が法人である根保証契約において、極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約（当該保証契約の保証人が法人である場合を除く。）は効力を生じないものとされています（法４６５条の５第１項）。

以上